可決した主な議案の内容

第107号 町田市組織条例の一部を改正する条例

町田市の保健衛生に係る執行体制を強化するため、いきいき健康部から保健所機能を独立させた部を新たに設置することに伴い、所要の改正をするものです。

第108号 町田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業の営業施設における浴槽水の適正な衛生管理のため、所要の改正をするものです。

第109号 町田市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場における浴槽水の適正な衛生管理のため、所要の改正をするものです。

第110号 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

2016年度から一部地域で先行実施を予定している容器包装プラスチックの資源化に当たり、容器包装プラスチックを分別収集して処分する際の手数料を新たに規定するため、所要の改正をするものです。

第111号 町田市文化財保護条例の一部を改正する条例

文化財保護法の改正に伴い創設された登録文化財制度を導入するため、所要の改正をするものです。

第112号 町田市立図書館設置条例の一部を改正する条例

新たに図書館を設置するため、所要の改正をするものです。

第113号 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

東京都市公平委員会の共同設置団体から昭和病院組合が脱退し、武蔵野市が平成27年4月1日から加入することに伴い、同委員会共同設置規約を変更するものです。

第114号 町田市成瀬コミュニティセンター増築及びホール棟改修工事請負契約

「町田市新5ヵ年計画」に基づき、老朽化した旧校舎棟を解体し、併せてホール棟の外部・内部改修並びに増築棟を建設するため、工事請負契約を締結するものです。

第115号 （仮称）町田地区子どもセンター新築工事請負契約

「町田市新5ヵ年計画」に基づき、地域の子育て支援機能の充実及び子どもの健全な育成を目的とした子どもセンターを新築するため、工事請負契約を締結するものです。

第116号 リレーセンターみなみ資源化施設増設及び既存設備改修工事請負契約

リレーセンターみなみに容器包装プラスチック圧縮梱包設備を設置するため、工事請負契約を締結するものです。

第117号 市有財産の無償譲渡について

市有財産である玉川学園前駅南自転車駐車場施設を、当該施設が設置されている土地の所有者である小田急電鉄株式会社に無償で譲渡するものです。

請　願　の　出　し　方

市政に関することがらについて、市民の皆様が直接市議会に要望できる制度として、「請願」があります。

この制度は、市民の意思（意見や要望）を市政に反映させる意図を持っています。

請願は、個人でも、法人・団体でも提出することができますが、議員の紹介が必要です。

議会では、提出された請願の趣旨を十分に審議（審査）して、採択（願意の実現を図るべきである）、不採択（何々の理由で願意に沿えない）等を決めます。

採択した請願のうち、執行機関が処理する必要のあるものは、市長等に送って実現を要望し、処理経過についての報告を求めます。

なお、請願を提出された方には、採択・不採択にかかわらず結果をお知らせしています。

①市・国等への要望を文書で提出してください。（請願の件名・要旨・項目などを書いてください。図面や資料を添付することが必要な場合は添付してください。）

②請願者（代表者）の住所を記入し、請願者（代表者）が署名、または記名押印（ゴム印、パソコン等で記入した場合は押印）をしてください。

※請願者が２名以上のときは、外何人と記入し、その方たちが、上記と同じ方法で記入した署名簿を添付してください。

③請願書の表紙に、１名以上の紹介議員（市議会議員）の署名または記名押印をしてもらい、議会事務局議事係へ提出してください。

※様式は次のものを参考にしてください。請願書の用紙は、議会事務局で必要な方にお渡ししていますので、遠慮なくお申し出ください。

（表紙）

請願第　号
（請願の件名）●●●●請願

請願者
住所 ●●●●
氏名 ●●●●
外●●人

紹介議員

電話●●●●

（本文）

●●●●に関する請願
（請願の件名を記入）

請願要旨
●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●

請願項目
1．●●●●●●
2．●●●●●●
3．●●●●●●
（請願の要旨・項目を簡潔に書いてください。）

年　月　日

町田市議会議長●●●●様
（議長名を記入）

※請願はいつでも受け付けます。

定例会の開催される月（３，６，９，12月）の５日の午後５時までに提出された請願は、その定例会の会期中に審査されます（５日が土曜日の時は７日の午後５時、日曜日または休日の時は６日の午後５時までとなります）。

上記以降に提出された請願は、閉会中（次の定例会までの間）に審査され、結論が出るのは次の定例会以降になります。

〈請願者の代表者の氏名・住所等の公表〉

提出された請願書の記載事項で、請願者（２人以上で提出の場合は代表者のみ）の住所・氏名・団体名は、公表されますので、予めご了承ください。

（請願・陳情文書表、町田市議会会議録、町田市議会ホームページの会議録の検索等で公表されます。）

委員会で請願者が発言できます。

委員会で請願者の意見陳述（国・都に対する意見書の提出を求める請願を除く）を行います。

請願者本人の希望により、各委員会開会中に行うもので、請願者本人から所管委員（市議会議員）に対し、請願を提出するに至った思い、意見や考えを述べてもらいます。意見を述べた後、各委員（市議会議員）が質疑を行います。

定例会に初めて提出される請願について、請願者は５分以内で意見陳述を行い、出席できる請願者は２名までです。

※請願書の提出時に、請願者の意見陳述を行うかどうか、お聞きします。

傍聴者の声

12月定例会を傍聴された方に対し、アンケートを実施しました。ご協力いただき誠にありがとうございました。

傍聴者数：304名

本市議会では、傍聴券の交付を受ければどなたでも傍聴することができます。住所、氏名の記載も必要ありません。

この度、12月定例会を傍聴された方に率直なご意見をお聞きする機会としてアンケートを実施しました。いただいたご意見は、より多くの皆様に傍聴していただけるよう、今後の参考にさせていただきます。

初めて傍聴された方が感じた新鮮なご意見や以前にも傍聴されたことがある方の厳しいご意見など多く寄せられました。次のとおりご紹介します。

○庁舎１階イベントスペース待合席のところにモニターを置き、会議を見られるようにする。

○市役所に来ている市民に「ただいま、議会開催中、傍聴しましょう」のアナウンスをする。

○傍聴者へのアンケート実施の取り組みはよいと思う。ホームページでの中継も続けてほしい。

○インターネット動画配信は良いと思う。画質、音質が良くなるともっとよい。

○旧市庁舎では議員さんたちの様子も見ることができたが、今は見られなくて残念だが、両サイドの画面で発言している様子がわかるのでよい。採択の様子も画面でチェックできるのでよい。

○市側の応答が余りにも棒読みの発言である。

○たまたま傍聴できることが受付の前を通ってわかった。もっとアピールして市民の関心を高めれば身近になる。

○傍聴して、議員がきちんと市民に目を向けて仕事をしていることが感じられた。今まではほとんど伝わっていなかったので何をしているのか知らなかった。

○市の問題点等がよくわかり、有意義であった。

○傍聴して議員と意見交換をさせてもらいたい。

○庁舎入口に、横断幕を掲示し、議会の開会中であること、傍聴できることをアピールする。

○別室でモニターを見ながら傍聴できるスペースの提供。会話禁止は息が詰まる。会話しながら見られるスペースは有効だ。